

## 広島県告示第二百三十九号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十四条の規定により、次のとおり行政書士に行政処分をした。

平成二十九年四月三日

広島県知事 湯崎英彦

一 行政処分を受けた行政書士の事務所の所在地及び氏名

三原市大和町下徳良一九〇六番地五

水口 邦夫

二 登録番号

日本行政書士会連合会登録番号 第九三三四〇一八五号

三 行政処分をした年月日

平成二十九年三月二十九日

四 行政処分の内容

平成二十九年四月二十四日から平成二十九年六月二十三日までの二ヶ月間の業務の停止